

北東アジアの課題

国際法の視点から

2025年日本反核法律家協会総会・意見交換会

「2026年核廃絶に向けて市民社会の課題は何か—北東アジアの視点から考える」

2025年11月15日（土）

山田寿則（明治大学兼任講師/公益財団法人政治経済研究所主任研究員）

はじめに

I 朝鮮半島について

- 朝鮮戦争は終結していないのか？
 - 休戦協定であって、朝鮮戦争は法的には継続している／終結していないとの見解
 - いつ戦闘が再開されてもおかしくないという含意
 - 政治指導者も、正式に／法的に終結していないという認識
 - 例、トランプ米大統領（10/29 共同）
- 朝鮮戦争の経緯

47.11.14 国連総会決議 112(II)採択。国連臨時朝鮮委設置。48.3.31までに国民政府樹立の選挙実施を勧告。ソ連は、この問題を扱う総会権限に異議（憲章 107 条）

48.5. 南朝鮮でのみ選挙実施。

48.8.15 大韓民国成立

48.9.9 朝鮮民主主義人民共和国成立

48.12.12 朝鮮の独立問題に関する国連総会決議 195(III)。

- 全朝鮮の人民の大多数が居住している朝鮮の部分に対して有効な支配及び管轄権を及ぼしている合法的な政府（大韓民国政府）が樹立されたこと、この政府

が朝鮮の唯一の政府であることを宣言（2項）

- 加盟国が大韓民国政府と関係を設定するにあたり、この事実の考慮を勧告（9項）

50.6.25. 朝鮮戦争始まる。安保理決議 82 採択。

- 「北朝鮮からの軍隊による大韓民国に対する武力攻撃」……を「平和の破壊」と決定。即時停戦、38度線までの撤退を呼びかける。

50.6.27. 安保理決議 83 採択。

- 北朝鮮の武力攻撃を撃退し、朝鮮における国際の平和と安全を回復するために必要な援助を大韓民国に与えるよう加盟に勧告。

50.7.7 安保理決議 84 採択。

- 米国指揮下の統一司令部設置を勧告。米国に統一司令官任命を要請。国連旗使用を許可（authorizes）。米国に対して適切に報告することを要請。

50.7.25. 朝鮮国連軍創設。国連軍司令部一般命令第1号。朝鮮国連軍司令部設置。本部東京に。

50.8. ソ連、安保理議長に。

51.7.10 休戦交渉開始。

52.4.28 サンフランシスコ平和条約発効。これに伴い、日本は大韓民国を国家承認（黙示）。

53.7.27 休戦協定署名（国連軍、北朝鮮、中国義勇軍）

53.8.28 国連総会決議 711。休戦協定の承認決議。「統一指揮の下に軍隊を提供した各国」に対して休戦協定署名後3カ月以内に開催を予定されている朝鮮問題に関する政治会議に参加して問題を解決するよう勧告。

54.4.26-6.15 休戦協定に基づく政治会合が開催（ジュネーブ会議）。合意に至らず。

75.11.18 国連総会（第30会期）で、国連軍司令部を解体し、国連軍の撤退を求める決議を採択。朝鮮国連軍の無条件解体を要求する北朝鮮側の決議 3390B と休戦協定維持の取極締結を条件とする韓国側の決議 3390A。

91.9.17 南北朝鮮、国連に同時加盟。投票によらず、拍手で採択。

- 学説上は、休戦協定で武力紛争は終結するという説が主張されている

- 「戦争」はすでに違法とされている（1929年不戦条約）
- 当事者の認識と関係なく武力紛争という事実状態の有無で国際人道法は適用が開始・終止する
- 休戦協定で「戦争」が終結している事例の存在
- 朝鮮戦争休戦協定も、戦闘の再開を許容していない
- 国連への南北同時加盟により、両国を含む関係国間には国連憲章2条4（武力行使の禁止）が適用される
- 北朝鮮の国際法主体性は？
 - 国家性の要件（領土、住民、実効的政府、外交能力）
 - ✧ 北朝鮮はこれを充足しているように思われる
 - 日本政府は、国家承認を否定しつつ、北朝鮮の国際法主体性を默示的に認めてい
 る？
 - ✧ 国際法に基づく異議申し立ての実行
 - ✧ 「国際法上の主体とは、一般に、国際法上の権利又は義務の直接の帰属者をい
 い、その典型は国家である」としたうえで、日朝間ではこの意味での「国際法
 上の主体である国家の間の関係は存在しない」と答弁
 - 朝鮮の独立問題に関する国連総会決議195(III)では、朝鮮半島全域が大韓民国政府
 の実効支配下にあるとは認めていない
 - 北朝鮮自身の認識の変化（2つの「国家」）
 - ✧ 2023年12月の朝鮮労働党中央委員会第8期第9回全員会議で、金正恩国務
 委員長が、南北関係について、「もはや同族関係、同質関係ではない、敵対的
 な二つの国家の関係、戦争中にある二つの交戦国の関係」と公表。
- 朝鮮戦争は事実上も法的にも終結しており、両者が国連加盟国であることに照らせば、両者間の再度の武力紛争の発生には、武力行使禁止原則という法的障壁が存在する。
- 「朝鮮戦争が法的に継続している」という言説は、南北両者間の事実上の対立関係を正当化、常態化させてしまっている。

II 両岸関係について

- 「1つの中国」をどう見るか？

- 北京政府の「1つの中国」論
- 日本の立場
- 両岸関係の経緯

1895 日清講和条約（下関条約）に基づき台湾を日本が領有

1912 中華民国成立

1931 満州事変

1943 カイロ宣言

「同盟国の目的は、千九百十四年の第一次世界戦争の開始以後に日本国が奪取し又は占領した太平洋におけるすべての島を日本国からはく奪すること、並びに満洲、台湾及び澎湖島のような日本国が清国人から盗取したすべての地域を中華民国に返還することにある。」

1945 ポツダム宣言

「8 カイロ宣言の条項は、履行せらるべく、又日本国の主権は、本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし。」

1949 中華人民共和国（＝中華民国という立場）成立。国民党、台北に臨時首都（中華民国を代表するという立場）。

1951 対日平和条約で日本は台湾等の権利・権限・請求権を放棄（2条）

1952 日華平和条約締結

1971 国連総会決議 2758 により、「中華人民共和国のすべての権利を回復し、かつその政府の代表が国連における中国の唯一の合法的な代表であることを承認」することを決定。

1972 米共同声明。日共同声明「3 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。」

1978 日中平和友好条約

- 「台湾」の国家性

➤ 国家性の要件（前述）を満たしているように思われる

➤ 国連総会決議 2758 は、中華人民共和国の代表を「国連における中国」の代表とす

るだけで、「中国」の範囲を明記していない。台湾が中国の一部であるとは明記せず。

- 日本や米国も、台湾が中国の一部であることには同意していない（北京政府の主張に留意、尊重するが）。

✧ 日中共同声明第3項についての日本政府の統一見解

「中華人民共和国政府と台湾との間の対立の問題は、基本的には中国の国内問題であると考えます。わが国としてはこの問題が当事者間で平和的に解決されることを希望するものであり、かつこの問題が武力紛争に発展する可能性はないと考えております。なお安保条約の運用につきましては、わが国としては、今後の日中両国間の友好関係をも念頭において慎重に配慮する所存でございます。」（大平外務大臣の国会答弁（1973年衆議院予算委員会議録第五号））

✧ （参考）日米安全保障条約

「第六条　日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。…」

なお、戦闘作戦行動としての基地使用は事前協議の対象（条約第6条の実施に関する交換公文）

- ただし、現時点で台湾政府は、独自の国家としての主張は明示せず。

- 両岸関係の2面性

- 北京政府から見れば、国内問題
- 日本政府から見れば、有事化すれば「国際」問題

おわりに

- 「統一か分断か」という2項対立からの脱却の必要性
- 核兵器のない北東アジア、武力行使のない北東アジアという目的の共有の必要性